

軽自動車税の減免について

対象となる車

- 障がい者手帳などの交付を受けている方が所有する軽自動車
※障がいのある方と生計を一にする方が所有している軽自動車（障がい者のために使用するもの）を含む
- 障がいがある方の利用のために構造された軽自動車

使用する人

- 障がいがある方
- 障がいがある方と生計を一にする方
- 障がいのある方のみで構成される世帯の、障がい者を常時介助する方

必要書類な書類

- 1 軽自動車税減免申請書
- 2 軽自動車税の納付書
- 3 障がい者手帳等
- 4 使用する人の運転免許証またはマイナ免許証（写し可）
- 5 個人番号がわかるもの（マイナンバーカード、通知カード等）
- 6 対象となる車の車検証（写し可）

※昨年申請された方は、申請内容に変更なければ添付書類（2～6）を省略できます。

手続き期間

毎年、軽自動車税の納税通知書受領後から納期限まで

※原則5月31日、土日の場合は翌開庁日まで

減免額

全額（一人につき1台まで（普通車を含む））※普通車の場合は県へ申請

【お問い合わせ】

南阿蘇村役場 税務課 軽自動車税係

TEL：0967-67-2703



令和7年度より減免制度の対象が拡大されました。

- ・障がい者と生計を一にする人名義の軽自動車も対象
- ・家族が運転する場合の対象となる障がいの種類、等級の拡充（本人運転と同等）

手帳・障がいの区分		障がいの級別	
身体障がい者手帳	視覚障がい	1級から4級	
	聴覚障がい	2級、3級	
	平衡機能障がい	3級	
	音声機能障がい	3級(喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る。)	
	上肢不自由	1級、2級	
	下肢不自由	1級から6級	
	体幹不自由	1級から3級、5級	
	乳幼児期以前の 非進行性の脳病変 による運動機能障がい	上肢機能	1級、2級
		移動機能	1級から6級
	心臓機能障がい	1級、3級、4級	
	じん臓機能障がい	1級、3級、4級	
	呼吸器機能障がい	1級、3級、4級	
	ぼうこう又は直腸の機能障がい	1級、3級、4級	
	小腸の機能障がい	1級、3級、4級	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級から4級	
肝臓機能障がい	1級から4級		
療育手帳		A	
精神障がい者保健福祉手帳		1級	